

(開会)

事務局： 定刻になりましたので、都市計画審議会を始めさせていただきたいと思ひます。

改めまして、皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私はまちづくり課長の奈良と申します。よろしくお願ひいたします。

さて、本年度第1回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、ご任期が満了され、再任された方が2名、新たに任命された方が4名いらっしゃいますので、名簿に沿いましてご紹介いたします。

なお、新たに任命されました委員の方は、ご紹介の後、一言ご挨拶をお願ひいたします。それでは、まず、再任されました委員からご紹介いたします。

市民委員といたしまして、小川委員と和智委員が再任されました。

委員： 小川でございます。よろしくお願ひいたします。

委員： よろしくお願ひいたします。

事務局： 今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、新たに就任されました委員をご紹介いたします。

小平消防署長の金塚委員がご退任されまして、ご後任に水口署長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願ひいたします。

委員： 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました水口でございます。

この4月1日から金塚の後任ということで消防署長を拝命させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私はこちらに参る前は八王子市におりまして、その前は国分寺市ということで、多摩地区については少し土地勘があるんでございますけれども、小平は初めてということでございまして、なにぶんにもまだまだ半年しかたっておりませんので、いろいろ皆さんから教えていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。

次に、国土交通大学校の栗島校長がご退任されまして、ご後任に松田校長が就任されました。本日はご欠席のご連絡を受けておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、小平警察署長の前川署長が昨日付で異動されまして、新任に田中真澄署長が就任されました。名簿の訂正が間に合いませんでしたので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、東京都北多摩北部建設事務所工事第一課長の須田課長がご転任されまして、ご後任に飯村課長が就任されました。一言ご挨拶をお

願いいたします。

委員：私は東京都建設局北多摩北部建設事務所工事一課長の飯村でございます。この4月に異動してまいりました。

私どもの事務所は立川市の柴崎町というところにございまして、所管する市は、こちら小平市さん、立川市さんを含めて10市を担当してございます。

業務の内容としましては、道路の新設、補修関係と、河川のほうを担当しております。よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

次に、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長の千明課長がご転任されまして、ご後任に寺沢課長が就任されました。一言ご挨拶を願いいたします。

委員：建築指導第二課長、寺沢と申します。どうぞよろしく願いいたします。

4月1日付で人事異動がございまして、千明課長の後任として参りました。

建築指導第二課は小平合同庁舎というところにあります、清瀬ですとか、小金井市ですとか、この近隣6市を所管しております。主に建築指導ですとか、許可を行っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、市の職員をご紹介させていただきます。本年度より、都市開発部長事務取扱副市長の山下の後任となります、都市開発部長の津嶋でございます。

事務局：会長を初め、委員の皆様にはいつもお世話になっております。

今回4月の異動で都市開発部長の任につきました津嶋と申します。今後ともぜひよろしく願いいたします。

事務局：まちづくり課長補佐の島田でございます。

事務局：島田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：そのほか事務局として、職員の鹿島主任、遠藤主事、原田主事の3名が同席してございます。

本日の審議会でございますが、諮問案件が1件、報告事項が2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これより宮崎会長に議事の進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(開会の辞)

会長：どうも皆さんこんにちは。会長の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

ただいまの出席委員数14名おいでになりますが、代理の方もおいでになりますので、正式には13名ということになっております。定足数に達しておりますので、これより平成26年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に和智委員、高橋委員を指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に傍聴でございますが、本審議会の傍聴申し込みが1名あります。傍聴人として決定いたしましたので、報告をいたします。ただいまから入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

会 長 : それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(市長挨拶)

市 長 : 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。

今日は、大変お忙しい中、本審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日もご審議いただきますのは、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(東京都決定)」の案件でございます。

また、報告事項といたしまして、「小平市都市計画マスタープラン改定の基本方針について」と「鈴木町一丁目地区地区計画(原案)の住民説明会の開催について」のご報告をいたします。

都市計画を初め、市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿った街並みを形成し、いきいきとして充実した生活が送れる活力あるまちづくりを目指して、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

会 長 : ありがとうございます。

ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどをお願い申し上げます。

(市長退席)

会 長 : それでは、これより審議に入ります。

26諮問第1号「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(東京都決定)」の提案説明を事務局

よりお願いいたします。

まちづくり課長。

事務局： 初めに資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました書類につきまして、資料1、A3判、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）案の概要」。

資料2、A4判、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、標記はございませんが、「計画案」でございます。

資料3、A4判、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の小平市記載箇所」。

参考資料といたしまして、A4判、「公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解」でございます。

不足はございませんでしょうか。

なお、今後の説明では、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を「都市計画区域マスタープラン」と略しまして、ご説明させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

まず、都市計画区域マスタープランの概要につきまして、資料1に沿いましてご説明をいたします。

1ページ左上の、「第1 改定の基本的な考え方」をごらんください。

東京都の都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき都が定めます法定計画でございます。長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものでございます。目標年次は平成37年でございます。

今回の改定の大きな特徴といたしましては、これまで多摩部19区域の区域ごとに策定していた「都市計画区域マスタープラン」を、区部と同様に一体で策定し、都市の一体性を確保したことが挙げられます。

次に、1ページ左下の、「都市計画区域マスタープランの位置付け」をごらんください。

左側、「改定の背景」でございますが、人口減少、少子高齢化社会の到来や東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、社会経済情勢の大きな変化や国の動向を反映させた改定となっております。

位置付けでございますが、中央の上段「東京の都市づくりビジョン」を踏まえ、東京都が広域の見地から基本的な方針を定めたものでございます。

この都が定めた都市計画区域マスタープランに即し、区市町村は、方針を策定することとなっております。現行の小平市都市計画マスタープランにおきましても、即したものとなっております。

また、具体の都市計画である用途地域や、道路・公園などの都市施設、市街地開発事業、地区計画など、都市計画を定める際の方針とな

るものでございます。

今回の都市計画区域マスタープランの改定を受けまして、右側の「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、これも本計画と整合をとり、改定される予定でございます。

「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」の改定につきましては、東京都から秋ごろに意見照会の予定と伺っておりますので、次回の小平市都市計画審議会におきまして、諮問する予定でございます。

次に、原案の概要でございますが、「東京が目指すべき将来像」、「区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」からなっております。

まず、1ページ右の「第2東京が目指すべき将来像」、(1)「東京の都市構造」をごらんください。

「東京の都市づくりビジョン」で掲げられております、圏域全体で一体的な都市機能を発揮する、多機能集約型であると同時に、環境との共生を目指す都市構造である「環状メガロポリス構造」の実現を目指し、国際競争力を備えた魅力ある首都とするものでございます。

また、我が国の人口は既に減少局面に入り、東京の人口もゆっくり減少していく中で、身近な圏域では、従来の市街地の拡大により都市機能が拡散された地域構造から、交通結節点などを中心とした、集約型の地域構造へ再編し、快適な都市生活と機能的な都市活動を確保し、誰もが暮らしやすいまちの実現を図ることとされています。

具体的には、地域特性に応じた拠点などを中心に都市づくりを展開し、拠点となる市街地を中核拠点、生活拠点、生活中心地として位置づけ、育成していくことが示されております。

次に、(2)「ゾーンごとの将来像」についてご説明いたします。

今回の都市計画区域マスタープランでは、地域特性に応じ、「都市づくりビジョン」で示した「環状メガロポリス構造」を構成する骨格を基本に、東京を五つのゾーンに区分しており、小平市は、都市環境再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンに位置されております。

小平市の該当するゾーンにつきましては、後ほどご説明をいたします。

次に、2枚目の「第4主要な都市計画の決定の方針」をごらんください。

ここでは、東京が目指す将来像を実現するための、主要な都市計画の決定の方針を記載しております。「土地利用」、「都市施設」、「市街地再開発事業」など、都市計画を手段別に七つの分野に区分し、地域特性に応じた都市づくりの方向性や、各種制度の活用方針などを記載しており、資料1においては、区部を含めた東京都全体の内容となっております。

なお、本ページの青文字部分に関しましては、現行の都市計画区域マスタープランには記載がなく、現行計画から新たに書き込みを充実させた内容となっております。

赤字部分に関しましては、ご意見等を踏まえ、原案から書き込みを充実させた内容となっております。

具体的な記載事項の例といたしまして、「1 土地利用」では、主要な用途の配置や、拠点の訂正、市街地の密度構成などの方針を記載しています。

「2 都市施設」では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針を記載しています。

「3 市街地開発事業」では、主要な土地区画整理事業や、市街地再開発事業などに関する方針を記載しております。

「4 都市防災」では、災害に強い都市の形成などに関する方針を記載しております。

「5 都市の低炭素化」では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を記載しています。

「6 自然的環境」では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針を記載しております。

「7 都市景観」では、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を記載しております。

次に、都市計画区域マスタープランの、小平市の記載箇所につきまして、資料2に沿ってご説明をいたします。なお、参考といたしまして、資料3に小平市が該当する箇所とページを載せさせております。

「小平都市計画区域」は、約2,046ヘクタールの行政区域全域が指定されてございまして、全域・市街化区域でございまして。

資料2の7ページをごらんください。

東京が目指すべき将来像として、集約型の市街地の地域構造へ再編するため、地域特性の拠点として、中核拠点、生活拠点、生活中心地が記載されております。

小平市には、中核拠点、生活拠点は無く、生活中心地として花小金井が記載されております。

生活中心地とは、下段の※3に説明が記載されてございますが、特徴ある商店街や、道路、公園、集会施設、子育て支援施設、高齢者介護施設、教育文化施設などのコミュニティインフラが整った、身近な地域における人々の活動や交流の中心地となっております。

なお、花小金井の他に、小平、小川も生活中心地となっておりますが、紙面スペースの都合から、花小金井のみが記載されているとのことでございます。

次に、8ページをごらんください。

ゾーンごとの将来像が記載されております。

先にご説明申し上げましたが、小平市は、都市環境再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンに位置しております。小平市としての具体的な記載はございませんが、それぞれの概要をご説明いたします。

11ページ(3)都市環境再生ゾーンの特性・将来像をごらんください。

都市環境再生ゾーンの特性は、周辺区部及び隣接市を含むリング状のゾーンとなっており、住宅地を主体としつつ、地域の中心拠点とし

て、にぎわいのある個性的なまち、河川・農地・大規模な公園などによる潤いのある水と緑に恵まれるなど、多様な表情を有しているのが特徴となっております。

一方で、都市基盤整備の立ち遅れなどが一部で見られ、高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、居住者の高齢化が進み、活力の低下が懸念されています。

また、南北方向に進む調布保谷線の整備やJR中央線の高架化などにより、慢性的な交通渋滞の解消が図られております。

将来像として、項目を読み上げますと、生活機能が集積した誰もが暮らしやすいまちづくり、水と緑のネットワークの形成、豊かな住環境の形成、次ページ、緑豊かで潤いのある良好な景観の形成が示されております。

(4) 核都市広域連携ゾーンの特性・将来像をごらんください。

核都市広域連携ゾーンの特性は、都市環境再生ゾーンと西多摩の山間部を中心とした地域に挟まれ、八王子や立川などの核都市を中心に、多様な都市機能が集積しており、丘陵地などには豊かな住環境を有する住宅地や緑が広がっております。大学、研究機関、先端技術産業などが数多く立地し、産学公の連携が進んでおり、消費地への近接性をいかした都市農業も行われております。

また、都市機能の集積が進む一方で、高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、居住者の高齢化が進み、活力の低下が懸念されています。

交通に関しては、道路ネットワークが強化されたことによる交通の円滑化や、多摩都市モノレールにより、核都市間などのアクセス性が向上している地域がある一方で、鉄道駅から離れた住宅地も多く、バスなど地域交通体系の整備や生活圏の利便性の向上が必要な地域を抱えています。

将来像として、活力ある多摩の拠点育成、質の高い計画的な住宅の整備、産学公連携による産業立地の促進、緑地や農地の保全と活用の項目が示されてございます。

次に、20ページ、「第4 主要な都市計画の決定の方針」をごらんください。

先ほど資料1の2ページでご説明いたしました、主要な都市計画の決定の方針が七つの基本方針ごとに、多摩部19都市計画全体の方針として、記載されております。説明文の中に小平市の具体的な表記はございませんが、関連する場所が明記されている箇所をご説明いたします。

37ページをごらんください。

「都市景観に係る都市計画に関する方針」の(2)「武蔵野の面影と調和した景観の形成に関する方針」の中で、項目の二つ目、「武蔵野台地を流れる用水の清流や緑、五日市街道・鈴木街道・青梅街道・東京街道沿いに連なる屋敷林などの自然環境を維持・保全し、水と緑のネットワークを形成する」と示されております。

38ページをごらんください。「(3) 丘陵地の緑と調和した景観

の形成に関する方針」の中で、東京における景観構造の主要な骨格を形成している玉川上水景観基本軸については、特色ある自然や地形の保全や周囲と調和した良好な景観の形成を推進することが示されております。

次に、52ページをごらんください。

「特色ある地域の将来像」として、ページの下段から、核都市や地域の連携をいかした市街地・住宅地として、小平都市計画が記載されております。

読み上げますと、花小金井では、「駅北口周辺の整備された沿道では、生活を支援する商業施設が充実するとともに、隣接地に中高層の住居が配置されるなど、高度利用が図られた利便性の高い複合的な市街地が形成」、「駅南口周辺では、都市計画道路の整備により、土地の有効利用が進み、業務や商業面において均衡のとれた魅力ある空間づくりが進展」と示されております。

小平では、「駅北口周辺では、周辺街区の適切な整備手法が検討され、事業化が進展することにより、周辺市と連携した地域の拠点を形成」、「駅周辺商店街の商業施設や生活利便施設の立地誘導などにより、魅力ある商店街づくりに向けて、地域住民との協働によるまちづくりが進展」と示されております。

小川では、「駅周辺では緑の潤いのある環境と、多くの福祉施設の立地を背景に、あらゆる人々が潤いとゆとりを持って都市生活を送ることができる生活空間を形成」、「駅西口地区では、交通広場や道路など都市基盤などの整備を進め、地元と市との連携により、商業の拠点を形成するとともに、駅東口地区との一体性のあるまちを形成」と示されております。

次に58ページをごらんください。

ページ下段に、「農・住の調和が図られるべき地区」として、国分寺及び東村山都市計画区域と一体として、小平都市計画区域が位置づけられており、「市街地の中に存在する農地を防災上必要なオープンスペースとして活用」、「生産緑地の維持に極力努め、適正に保全」などが示されてございます。

最後になりますが、参考資料「公述意見の要旨及びこれに対する東京都の見解」をごらんください。

東京都が都市計画区域マスタープランの原案を、平成26年5月16日から平成26年5月30日まで、縦覧に供しましたところ、都市計画法の規定による公述の申出が、合計で5人ございまして、そのうち、小平市在住の方が4名でございました。

この公述申出を受けまして、平成26年6月26日に小平都市計画についての公聴会を小平市福祉会館小ホールにて、開催しております。5人の公述意見の要旨及び東京都の見解が、参考資料に記載されております。公述意見の要旨については、「改定の基本的な考え方について」、「東京が目指す都市構造について」、「道路ネットワークについて」、「都市計画道路の見直し等について」、「計画策定の手続き、縦覧等の手続きについて」といった内容のものがございました。

以上が、26 諮問第 1 号「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（東京都決定）」に係る提案説明でございます。

本事案については、10 月 24 日までに、東京都へ回答するように求められてございます。今後の東京都の手續の予定でございますが、区市町へ意見照会の後、9 月に公告・縦覧を行い、11 月に東京都の都市計画審議会にて付議する予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長 : ご苦労さまでした。

大変長い説明でございますので、ご理解がどのくらいできたか、ちょっと疑問がありますけれども、提案説明が終了いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

なお、今回の方針に関しましては、東京都決定の意見照会ということですので、東京都から直接回答を要する内容の質疑については、なるべく控えていただきたいというふうに思います。

それでは、ご質疑のある方については、挙手をもってお願いをしたいと思います。

木村委員。

委 員 : 何点かお伺いします。

まず資料 2 の 1 ページのところですが、これの中段に区市町村の都市計画に関する基本的な方針は、この都市計画区域マスタープランに即して定めるというふうになっているんですけども、即してというと、かなり縛りになるようなイメージがあるんですけども、この、なぜ上位法になるのか、そのあたりの市のマスタープランとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

その下に、都は広域的な一体性というのをうたって、市のマスタープランは地域に密着したというふうに書いてあるんですけども、もうここからははみ出せないのかなとか、そういう心配があるので、都と市の関係について、お示してください。

それから次に、16 ページに人口推計が出ているんですけども、これは 4,000 人減ということで、これはほかのいろんな人口推計があるかと思うんですけども、それとの整合性はどうなっているのかなというのが、ちょっと心配です。それは人口推計をやっているのかとか。

これでしたら、4,000 人、我が市では減だということと、それから高齢化がどんどん進んで、町の状況はかなり一変するのではないかというふうに思うんですけども、それは小平市に限ったことじゃ

ないんですが、この全体を見ると、東京都の全体の計画を見ると、名前からして、首都圏環状メガロポリス構想なんていう、私たちは私たちの町が本当に住みやすくて、年をとっても安心して住めるのかなという、それを保障するのが都市計画ではないかなというふうに思うんですけども、それとはかけ離れたような中身になっているのではないかと私は心配します。全体のところを見ると。

先ほど宮崎会長が言われたことがちょっと理解できなかったんですけども、諮問された東京都全体のことではなくて、小平のことに限ってという意味で言われたのかどうか。ちょっとその辺はわかりませんが、でも、この東京都全体のものを基本として小平をつくるわけですから、やっぱり全体に対する意見というの、私は表明しておかなければいけないのかなというふうに思います。

全体としては、やっぱり開発優先で、この中に何ページか忘れたんですけども、リニア中央新幹線計画とか、中央線ですので、小平は通らないかとは思いますが、そういう開発優先に貫かれているような東京都の計画については、私どもとしてはちょっと賛成しかねるなという意見を持っています。

私が、質問としては、人口推計のところです。

それから、次に52ページの、先ほど説明いただきました特色ある地域の将来像のところ。紙面がなかったのかどうかわかりませんが、小平と花小金井と小川しか載っていないなという。これは言ってもしょうがないので。私は鷹の台に執着しているんですけども、でも、それを言うとまたひがみに聞こえるので言いませんけれども、以前、新小平駅を中心に、虹の7駅連環構想とかいうのがありましたよね。その反省というか、総括をきちんとした上で、こういうところに記載しないと、いけないんじゃないかなというふうに思うんですが、それはどういうふうな扱いになっているのか、お尋ねします。

それから、小平駅のところで、北口周辺では適切な整備手法が検討され、云々とあるんですが、これは東京都が小平の駅のところのことを述べているわけで、あそこが一番の課題というのは、都道の開かずの踏み切りですよね。そのことに何の記述もないというのが、ちょっと納得いかないんですけども、そういうことはここには盛り込まないようなシステムになっているんでしょうか。

ぜひ開かずの踏み切りの解消というのを、ここにうたっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、公聴会とか、パブコメとか、そういったもののあり方についてなんですけれども、資料もいただいておりますが、公聴会というのはとても都民参加の手法としては大事だと思うんです。今回、道

路問題の関係の方、ほとんどがそうだったのかな。4人福祉会館で、意見陳述をされたわけですがけれども、これを見ても、都の回答というのは、本当に通り一遍のコメントで、いわゆる今問題になっているコピペというのがありますよね。そのようなものじゃないかなというふうに思います。

それで、意見陳述された方に聞いたんですけれども、もう一回あったわけですよね。2回、意見陳述する機会があったようなんですけれども、2回目はもう行かないと。私たちが行っても、聞いたというだけで、しかも、都市計画法にあるからしようがなくやっているというのが感じられて、もう行かないんだというふうにおっしゃっていました。やっぱり都民にそういうふうに言わせるような公聴会のあり方というのは、どうなのかなというふうに思います。

今回、一つでも検討しますとか、採用しますとか、そういうものがあったのかどうか、それをお示してください。

あと、1ページ目を見ますと、多摩19の部分で、調布は誰も申し込みがなかったから、中止になっていますよね、調布会場のところ。そこから当初にいたっては、7会場あったうち、一つだけ申し込みがあって、1人だけ。6会場は中止ということなんですけれども、こういう結果を東京都としてはどういうふうに受けとめて、どう改善しようとしているのか、やっぱり改善しなさいというのも市から地元から言っていかなければいけないと思うんですよね。そのことについて、ご意見をお示してください。

それから、やはり公聴会が、この予定日なんですけれども、これは郵送とかファクスとか電子メールできた内容については、資料はもらっていないんですよね。東京都からもらったのかな。ちょっと私の手元にはあるんですけれども。それによりますと、都市計画道路の見直しについてという項目がありまして、1番として、昭和20年代に計画されており、見直しが必要という。

それから2番として、変更をできる規定を設けるべきというのがパブコメとしてきているんですよね。それに対する答えが、1、2、合わせてなんですけれども、個別の路線の見直しや、それに係る住民参加の方策等については、必要に応じて分野別の計画の中で定めることとなりますという、東京都のコメントがあるんですけれども、これはどこでどういう手法で具体化されるのか、お示しいただきたいと思います。

それから最後ですけれども、ちょっと戻りまして資料1の3ページ目、ここは余り触れられなかったかなと思うんですけれども、3ページ目の右のスペースのところに、点線で囲って、素案に対する区市町

村意見というのがありますよね。396件。そのうち修正の提案が358件ということ。修正した箇所はこの赤いところですよというふうに、前のページにあるんですけども、小平からはこの修正提案というのを出されたのかどうか。もし出されていたとしたら、どういう内容だったのかというのを教えてください。

ちょっと長くなりました。以上です。

会 長 : 3番目は、小平、花小金井、小川で、そのほかが入っていないというのは、見解を言っただけですよね。

委 員 : そうです。

会 長 : それから、先ほど私のほうから話したのは、東京都の決定の内容でございまして、直接東京都が答えるようなことがここではできませんので、ということですので、そこは理解していただきたいと思いません。

委 員 : はい。

会 長 : では、順次、回答をよろしく願いいたします。
課長。

事 務 局 : かなり多いので、抜けてしまうかもしれませんので、そうしましたらご指摘をいただければと思います。

それと東京都の関係でございまして、明確に答えられるかどうかというのも、難しいところがございまして、ご理解のほどお願いいたします。

一つ目の、市の計画との関係でございまして、都市計画区域の整備開発及び保全の方針につきましては、具体性というよりも、かなり大きな方向性を示している計画になってございます。市の計画、小平市都市計画マスタープランにつきましては、地域に密着した計画となっておりまして、即してというのは、その大きな方針の中に即してという形で、全てが決められているから、それに従うというのではなく、大きな方針の中でどうなるのかという形になります。

小平市都市計画マスタープランを改訂していく最中でございまして、実際に都市計画マスタープランができ上がって、この方針に沿った形で、市の計画が実施されるときに、東京都とまた協議等をしながら実施していくこととなりますので、こちらにつきましては方向性を示している計画になります。

二つ目の人口の関係でございまして、こちらは、東京都からお聞きしている範囲でございまして、2010年の人口の国勢調査の結果をもとに、2025年における将来人口、東京都総務局による推計値を使ってございまして、市の推計と若干ずれている部分があるとは思われます。ただ、大きく捉えますと、減少傾向にあると捉えて

いるところでございます。

三つ目は以前つくられました虹の7核構想の関係でございますが、当初虹の7核構想自体は、案という形で確かご提出されたと思えます。その後に、小平市都市計画マスタープランができ上がってございますので、現在は小平市都市計画マスタープランに従って、市の事業等は計画されているところでございます。

四つ目が、小平駅の表記の中に開かずの踏み切りの記載がないのはどうなのかということでございますが、先ほどご説明いたしました、52ページの小平市都市計画区域の小平の表記でございますが、こちらはこの1番頭の部分が41ページになってございまして、その頭の項目が「特色ある地域の将来像」でございますので、現段階での開かずの踏み切りという課題はございますけれども、そういった課題を乗り越えた中での表記と、私どもは理解しているところでございます。あくまでも将来的な、10年先の将来像をこちらに載せていると理解しているところでございます。

それから5点目が、公聴会でお話された部分がこちらのマスタープランに反映されているかということでございますが、公聴会のお話につきましても、反映している箇所はないと伺ってございます。

6点目が公聴会の中止についてでございますが、公聴人がいらっしやらない場合は公聴会中止という形でございますが、こちらにつきましても、東京都の見解等、直接お聞きしてはございません。都市計画法にのっとりつつ中で、公聴会を行っているわけでございますが、公聴人等がいらっしやらないということでございますので、現実的には難しい部分はございます。ただ、市といたしましては、やり方等、あるいは周知の仕方はあるとは思いますが、東京都にも、もう少し考えていただきたいということは要望していきたいと思っております。

7点目の都市計画道路、先ほどの意見についての中で、東京都の都市計画道路につきまして、住民とのお話を、個別で行っていくのはどんな形で行うのかというお話でございますが、この計画は大きな方針という形で、事業計画ではございません。実際に、この大きな方針のもとに、都市計画道路についての優先整備路線の計画ですとか、あるいは防災の関係ですとか、この下にまた計画をつくっていく形になります。その下にできた計画に基づいて、実際に事業が行われ、その時点におきまして、どうやって住民に対してお話をしていくのか、ご意見をホームページで募集、あるいは意見書の提出ですとか、そういった形で実施していくのか、あるいはパブリックコメントをやっていくのか、その事業ごとに、考えていくという方向性と伺ってございます。

会 長 : 課長補佐。

事 務 局 : 最後の修正提案に、市は出したのかというと、全体で358件になってございます中に小平市は出しております。それで、今回の、修正提案といたしまして、出した部分の中身といたしましては、例えば先ほど来から出ております52ページの例を挙げさせていただきますと、当初の文面から、「都心部に直結する都市計画道路の整備」というような表現があったところを、「都心部に直結する」というような表現は近隣市との関係性からふさわしくないのではないかというように意見をつけさせていただきまして、こちらについては再度、修正されたというようなことがございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : ありがとうございます。即してというのは、そんなに大きな方針なのでということだったのかなと思うんですけども。大きな方針がメガロポリス構造だとか、ウォーターフロントだとか、国際競争に勝つとか、私もソフトの部分では、世界一暮らしにくい都市東京とか言われている訳で、その面では負けていると思うんですよ。やっぱり暮らしやすいまちなのかどうかという、都市基盤の物すごく整備されていて、ビルがいっぱいあって便利でというんじゃないくて、もっと都民のことを考えて暮らしを考えた計画にさせていただきたいなというふうに思うんですが、そのメガロポリス構想を支える私たちの市の、今度つくる都市マスになるんでしょうか。

もうそういうんだと、支えたくないなというか、ちょっと私たちが望んでいる東京都の方針とは違うなという思いがあります。でも、そのことについては、どうこう言えないと思いますので、意見を述べるだけにしておきます。

新小平の案はあれは案だったから、もう次の都市マスときには消えていないんだから、今の都市マスにはないということだったのかなというふうに思うんですけども、もうあれは全くなかったということでもいいんでしょうか。そのことの確認です。

それから、開かずの踏切が、都道で一番の課題なのになぜ書いていないのかというふうに聞いたんですが、書いていないということは、将来像なので、では、その課題は乗り越えて、もう開かずの踏切は解消されているという記述と理解していいのでしょうか。それもちょっと確認をさせてください。

それから、公聴会とか、都民や市民の意見の反映については、本当にこれは改善しないと、ますます都民とか市民の思いからかけ離れたところで計画だけがつくられるというふうになってしまうと思いま

すので、ぜひこれは改善して、それは周知をするとか、人を集めるとかそういうのではなくて、本当に自分たちの意見がちゃんと反映されるんだ、検討に乗せてもらえるんだという実感があれば、市民とか都民は一生懸命考えるし、こういうのに参加することになると思うんですよね。だから、根本的な考え方から、そのあたりは改善の必要があるということを、ぜひ意見として言っていたきたいというふうに思います。

以上です。

会 長 : まちづくり課長。

事 務 局 : 先ほど虹の7核連環構想の関係でございますが、連環構想、案という形なんです、それを引き継いで小平市都市計画マスタープランという形で正式なものとしております。ですから、7地区、小平市も、都市計画マスタープランも7地区でございますが、要は虹の7核構想を引き継いで、駅を中心として、地区を割っているという形で、多少、駅を中心核が違いますけれども、引き継いでございますので、全くなくなったということではございません。

それと、3点目の先ほどの小平駅の踏切の解消は改正されているのかということでございますが、この時点では、これは10年計画でございますので、10年で踏切解消ができるかということ、なかなか難しい部分があるとは思われます。

ただ、踏切につきましては、また別のところで踏切の議論はされてございますので、そちらで動いていくと考えてございます。

公聴会のあり方につきましては、機会がございましたときに、東京都に申し上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : それでは、お尋ねいたします。

まず、小平市の市長附属機関であります都市計画審議会の権限といましようか、今議題としては都市計画区域マスタープラン、都が定めるものに対する諮問という形で議論を進めているわけですが、ここに対して、小平市の都計審が、意見を言うということは具体的に可能なのか、また言ってそれを変えることができる形になっていきますかというような、そういった質問の一つです。

それから、要は今年の3月末に、議会基本条例が制定され、議決事項として市の都市計画マスタープランの議決をするという形になりましたので、市のプランに関しましては、我々から議論するという余地が発生したということになるかと思えますけれども、この都の都市

計画区域マスタープランについての関係性というところをお尋ねしたいと思います。

それから、第1に書いてあります改訂の基本的な考え方というところの、一番下の部分ですが、「これまで別々に策定してきた多摩部19都市計画区域及び島しょ6都市計画区域のマスタープランを区部と同様にそれぞれ一体で策定し、都市の一体性を確保」というふうに今回改訂をされたということでもありますので、この改訂の以前はどういった形であって、この改定によってどのように変化をしたのかというあたりをかいつまんでご説明いただければと思います。

それと三つ目の下の段の改定の背景というところに書いてありますが、例えば都市づくり関連の計画で、「木密地域不燃化10年プロジェクト実施方針策定」というふうに書いてありまして、この辺はこれの背景によって、都市計画区域マスタープランの位置づけに一定程度反映をされたことによって、小平市的な影響というのはどういうものがあるのか、具体的な反映がされたのか、されないのかというあたりがおわかりになりましたらお示しいただきたいと思います。

以上、3点です。

会 長 : まちづくり課長。

事 務 局 : 区域マスタープランについてのあり方でございますが、東京都からこの区域マスタープランにつきまして、ご意見を伺いたいという文書が来てございます。それに基づきまして、小平市は都市計画審議会がございまして、諮問し、それを意見として東京都に挙げていく形を、これまでもとってございます。

このご意見が東京都に伝わる、あるいは改訂されるのかということでございますが、それは東京都の考え方となりますが、ここの部分を変えろと強烈なご意見等を言った場合は重みのあるご意見ということは、都も考えているところでございますが、ただ、それぞれの都市計画区域の市がございまして、その市の意向も勘案する中で、つくられていくものでございますので、一市だけが違うことを言ったとしても、改訂されるかどうかというのは、なかなか難しいところはあると考えているところでございます。

それと、議会条例との関係でございますが、都のマスタープランでございますので、それを市の議会云々にかけるというのは、なかなか難しいのかなと。

委 員 : そういうことではなくて、市の都市計画マスタープランであれば、議決事項になりましたから、そこで議論ができますよねという確認をしたんです。ですから、都の都市計画区域マスタープランというものの議論というものとは、ちょっと違いますよねというところを説明い

ただければと思います。

事務局： 委員さんがおっしゃられましたように、市の都市計画マスタープランにつきましては、今度、議決案件となりましたので、全体構想につきましては、最終的には議会の承認を得ないと正式なものにはならないものとなっております。この東京都の区域マスタープランにつきましては、市も諮問してございますが、東京都の都市計画審議会に諮問をかけます。そちらの委員さんのご意見をお聞きする中で、最終的にどうするのかという形になってございます。議会等にこれを上程するのかというところまでは、私どもは伺ってございません。

今回19都市を一つという形になってございますが、これまで読んでどうだったのかというところでございますが、これまでは19都市計画区域、それぞれで分けていたものでございます。ですから、市の関連する部分が目でわかるような形式でございました。ただ、全体に関連する部分につきましては、どの都市計画区域を見ても、ほぼ同じような内容になっていたということでございます。

一つにした理由でございますが、今後、高齢化、少子化等でかなり人が減っていく中で、核都市、立川、あるいは八王子、それを都心と連携していく中で、東京都を一つとして見ていかなければならないということで、それぞればらばらであったものを一つとして見たほうが、東京都としては、方向性が見えてくるだろうと伺ってございます。

あと木密の関係で、小平市としてはどこが変わったのかということでございますが、木密の部分は、都心の関係でございますので、小平市自体は木密には該当してございませんので、特に影響はございません。

以上でございます。

会長： ○○委員。

委員： ありがとうございます。ということは、全体的な都市計画区域マスタープラン、都の計画というのは、オール東京的に広域で大きな計画、概要という形で都市化を整備していこうという流れ、それに対して小平市都市計画マスタープランとなると小平市の問題ですから、もっと具体的に反映させることができるということでもよろしいでございますけれども、そうなりますと踏切の問題につきましてもそうですし、木密地域というのは小平市内に厳密な意味では存在するのかわからないんですけれども、結構密集した地域というのは残っていますので、そこに対してどうするのかというあたりにつきましても、小平市都市計画マスタープランの中でしっかり策定していけばいいということになりますよねという確認です。

会長： まちづくり課長。

事務局： 委員さんがおっしゃいますとおり、小平市都市計画マスタープランの中で、そういった場所がございましたら、何らかの方策を考えていくことになっていくと思います。

以上でございます。

会長： ほかにございますか。

〇〇委員。

委員： ありがとうございます。〇〇委員のご質問で、この東京都のほうの示している都市計画区域マスタープランと、市の都市マス、これから公募委員が募集のある際に3年かけてつくっていくことになるわけですけれども、そこへのやはり影響というのは、大きな方針の中なので、市は市の中でつくれるということではご説明があったので、市は市で自治分権の中でやっていく部分がもちろんあると思うんですけれども、もう、いわゆるゾーンごとの将来像みたいなのが今回示されて、この中に小平市もゾーニングされたわけですけれども、そのあたりは都市マスをつくる中で、やはり微妙にそのあたりも影響があるのかなというふうに思うんですけれども、前回のこういったゾーンごとの将来像みたいなのは出ていたのかどうかということと、今後の市の計画への影響みたいなものはどうなのかということをお聞きしたいのと。

あとは、やはりここの方針の基本的な考え方の中に、東京は生活のまちでもあるわけですけれども、やはり生活する者のまちというイメージが何となくこないというか、やはり今日みたいなところで、先ほども39ページの中で、東京外郭環状道路、首都圏中央連絡自動車道の整備について、60%に上げていくとか、外環のこととか、リニア新幹線の整備とか、やはり運輸、結構ハード的な部分ががんと打ち出されているというところには、人口減少というところで、見直しも必要じゃないかというのは、口述の意見にもあったんですけれども。それは意見としては、生活者のまちというところでの、人口減少を踏まえた見直しというのも、もう少しあってもいいのかなというふうには思っております。それは意見です。

あと、この資料1の中で出ている、これからご説明にあった秋ごろ意見照会になるという再開の方針とか、防災街区整備方針、住宅市街地の開発整備方針というのは、これは次回諮問になるというお話だったんですけれども、この策定のプロセスみたいなものというところを、もうちょっと伺いたいと思うんですけれども。ここにはもうこれは東京都の計画なので、市の意見なり、あと修正なりとかというような機会はあるのか、ないのかという部分も伺いたいと思います。

会長： まちづくり課長。

事務局： 前回ゾーンの考え方はということでございますが、ゾーンの考え方は、別に「東京都の都市づくりビジョン」というものがございまして、50年先までの計画でございます。そちらをもとに、今回の区域マスタープランは、都市計画として決めていく部分を法律に基づいた形で、決めている。その中にゾーンという考え方がございます。

環状メガロポリス構造も、東京の都市づくりビジョンの中に入っております。その都市まちづくりビジョンに基づいた形が、このマスタープランのつくりでございます。

ゾーンによって、小平市に影響は出るのかということでございますが、小平市の場合は二つのゾーンにまたがる形、どちらにも該当するような形で示されてございます。核というものがございまして、八王子あるいは立川等が核の都市でございますけれども、ここに該当するかというと、核ではございません。もう一つの都市環境再生ゾーンでも直接小平そのものは入っていない訳でございます。どちらも直接入ってはいませんが、どちらも該当する部分も入っていると。

要は都市環境再生ゾーンと核都市広域連携ゾーンを、プラスしたゾーンの中に、調布、小金井、小平、東大和、西東京はありますよという位置づけでございますので、特にこれによって大幅に小平市の都市計画マスタープランの方向性が変わっていくとは考えていないところでございます。

以上でございます。

会長： 担当課長補佐。

事務局： 次の都市再開発の方針の3方針につきましての策定はどのような形で進んでいるのかということでございますけれども、小平市におきましては、防災街区整備方針はございませんので、都市再開発の方針と住宅市街地の開発整備の方針の二つを改訂していくという作業を進めているところでございます。

中身といたしましては、都市再開発方針につきましては、現在、準備組合などが活動しております小川駅でございますとか、あとまだ準備組合までいっていないんですけれども、小平駅北口ですとか、そういったところの見直しにおいての時点修正をしているというところが主な作業内容でございますので、特にこの方針の中に際立って目玉になるような新しいものを打ち上げてというようなことではございません。

市街地整備開発方針につきましても同じく、もう終わった土地区画整備のものとか、そういったものを削除したり、修正として東京都に提出したところでございます。

以上でございます。

- 会 長 : ○○委員。
- 委 員 : ありがとうございます。最後のところ、私はすみません、勘違いをしていて、これは小平市の都市開発方針と、それから住宅市街地の開発整備の方針というのは市のものをつくっていくという、方針をつくるということだったんですね。
- 事 務 局 : 都のものなんですけれども、そこに小平市のものが入り込んで一体になっているということです。
- 委 員 : 一体になっているということですね。じゃあ今もある方針を何らかの形で変えていくなりということになるという、それが今回の都市計画区域マスタープランの改訂によって、変わってくる部分がここに加わるという意味なのかどうかというのを確認です。これが影響するものなのかどうか。
- 会 長 : 担当課長補佐。
- 事 務 局 : もともとこの3方針につきましては、区域マスタープランの中の一つの方針であったものでございます。それが今回区域マスタープランの見直しに伴いまして、いつの時点からか別方針として抜き出されて、3方針が出てきたということになってございます。
- 中身につきましては、その従前から引き継いでいる事業、都市区画整理事業や再開発事業につきましては、長期にわたるものもございしますので、そういったものを引き続き記載しているということが主な内容となっておりますけれども、基本的には区域マスタープランの今回の改訂を受けて大きく市の方針が変わったというようなところは認識していないというところでございます。
- 以上でございます。
- 委 員 : わかりました。
- 会 長 : ○○委員。
- 委 員 : 意見になってしまうかもしれませんが、主要な都市計画の決定の方針というところを見ても、住宅地については地区の特性に応じた快適で良好な住宅地の形成を図る。業務・商業地についても、地域特性に応じて業務・商業地の適切な形成を図る。工業地についても、工業系用途地域を適切に指定し、地域の活力を維持していく。複合市街地もそうですね、拠点性の高い形成を図る。流通業務地についても、工業・研究機能などの立地・集積を図る。というようなことですけれども、農地、緑地についてのみ保全に努めるという、ちょっと1歩弱いというか、現在小平においても平成4年と比べると、平成4年には310ヘクタールで、小平市の面積の15%あった農地が、今現在は200ヘクタールということで10%で、5%減っているわけなんですけれども、そういう中で、今、安全・安心のために地元の野菜、

地産地消とか言われている部分、また温暖化、CO₂削減のうちにかかわっているし、^{じょう}滋養、^{かんよう}涵養とか、そういう部分があるんですけども。全体的な意見になるのかもしれないけれども、すごく簡単な中で終わっているような。これから農地、アンケートによっては東京都の都民の方は85%の方々がどうしてもあった方が良く、なければいけないというような形で言っているところなものですから、もうちょっとインパクトのあるような形で文言を加えてほしかったなど。もしこのままの形でいくなれば、小平市のマスタープランのときには、もっと小平というのは切実なところですから、小平市のマスタープランの中では具体的な形で訴えていただかないと。あと10年間で、大幅になくなってしまふ心配があるんで、その辺の意識を持つようなものにしてほしかったなどというのは検討していただきたいと思います。

以上でございます。

会 長 : 意見でいいですか。

委 員 : いいです。

会 長 : ほかに何かございますでしょうか。特にございませんか。

(なしの声)

会 長 : それでは、質疑は尽くしたようでございますので、ここで決議を行いたいと思いますけれども。

先ほど公聴会等の関係で意見の反映がありましたけれども、どのようにしたらいいでしょうかね。

それでは、まとめたいと思いますが、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。今までの意見を総括的に確認しますと、公聴会での口述意見も尊重するという話もございました。意見もいろいろあったと思いますけれども、また今農業の運営等の意見もありましたけれども、この回答が10月24日までに求められておりますので、継続審議については、ございません。意見も言い尽くしたようでございますので、ここで審議についてを回答を答申をしたいというふうに思っているんですけども、このままでいいか、あるいは意見を多少付議して、出したほうがいいか、どうでしょうか。

できれば、皆さんで共有したいと思っておりますので、皆さんに諮りたいと思っている訳でございますが、ちょっと時間をとって事務局と調整をして、答申をしていきたいと思うんですけども、よろしいですか。それとも、もうこのまま通していいということでしたら、そのまま出しますけれども。どうですか、よろしいですか。

委 員 : どうでしょうか。

会 長 : いや、私のほうで聞くのもどうかと思いますけれども。そういう意

見があったほうが東京都で審議しやすいんじゃないかと。

委員：原案のままで、よろしいかなと思います。意見は意見として、ここ
で出てきた意見については、記録として残していただくにしても、原
案は原案のままでよろしいかなと思います。

会長：わかりました。じゃあ、そのようなことでよろしいですね。

それでは、26 諮問第 1 号「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針の変更について（東京都決定）」につつま
しては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会長：異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

時間も大分過ぎておりますので、ここで5分間休憩をとりたくと思
います。25分からスタートさせていただきます。その時計でお願い
します。

（休憩）

会長：それでは、再開をさせていただきます。

続いて、これより報告案件が2件ございます。担当課より報告後、
質問の時間をとりたくと思います。

最初に、「小平市都市計画マスタープラン改定の基本方針につい
て」、担当課より報告をお願いいたします。

まちづくり課長補佐。

事務局：それでは、本日お配りいたしました資料4、「小平市都市計画マ
スタープラン改定の基本方針について」をご覧いただきたいと存じま
す。

まず、計画改定の背景でございます。

小平市都市計画マスタープランは、「小平市長期総合計画」及び東
京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した
まちづくりの基本方針として、その役割と機能を果たしてまいりまし
た。

まちづくりの理念やまちづくりの目標を実現するためには、相当な
時間を要することから、現行のマスタープランは、最終年次を設定し
ておりませんが、当面の事業目標年次を平成28年度までとしていま
す。

その当面の事業目標年次の終了が近づいていることから、基本理念
は継承しつつ、経済・社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、権限移
譲（風致地区等）に伴う関係法令の改正の対応を図るため、今年度か
ら都市計画マスタープランの見直しを行うものでございます。

次に計画の位置づけでございます。

本マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村

の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものでございます。

今回の改定においては、市の長期総合計画及び上位計画である「東京の都市づくりビジョン」や本日、意見照会の答申をいただきました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等との整合を図るものでございます。

次に計画対象期間でございます。本マスタープランの事業期間は、平成29年度から平成38年度までの10カ年といたします。

次に計画改定の体制でございます。改定に係る事務局は、都市開発部まちづくり課において行います。また、学識経験者、関係団体、公募市民で構成する委員数10人の「小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会」及び庁内連絡体制として、関係する部局の連携を図るため、「小平市都市計画マスタープラン関係課連絡会」を設置いたします。

次に市民などからの意見、要望等の収集でございますが、アンケート調査、市民懇談会、パブリックコメントなどにより意見を収集させていただきます。

資料の裏面をごらんください。

計画改定の留意事項でございます。

まず、市議会との関係でございますが、平成26年3月に小平市議会基本条例及び小平市市政に関する重要な計画などの議決に関する条例が制定され、本マスタープラン全体構想が議決すべき事件として定められたことから、市議会の求めに応じ適切に説明を行ってまいります。

次に情報の公開でございますが、見直し検討委員会の会議録、市民懇談会などの結果、パブリックコメント等を小平市ホームページでの公表や「まちづくりニュース」を発行してお知らせしてまいります。

最後に計画改定のスケジュール予定でございます。

今年度は、市民アンケート調査の実施と見直し検討委員会を2回、市民懇談会を開催する予定でございます。次回、都市計画審議会の委員の皆様にも改定作業の進捗について、中間報告をさせていただきます。

なお、平成27年度、28年度のスケジュールの詳細は、未定のため、主な項目のみ記載してございますが、平成28年度末の議会への議案提出前に、改定案として都市計画審議会に諮問させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

会 長 : 報告は終わりました。ただいまの報告案件「小平市都市計画マスタープラン改定の基本方針について」、何かご質問がございましたらお

受けいたします。

〇〇委員。

委員：1点、検討委員会の設置のところなんですけれども、見直し検討委員会のメンバーで公募委員も含めて、前回よりメンバーが減っているかと思うんですけれども、その理由をお伺いできればと思います。前回7人いたところが、4人くらいになりましたよね。そのあたりのことを伺えればと思います。

会長：担当課長補佐。

事務局：今委員がご披瀝のとおり、現都市マスタープランの改訂時には委員数が7人、今回の改訂の検討委員会については、公募の市民の方は4人ということで、公募委員は減らしてございます。ただ、構成といたしましては、関係団体の方、市内の福祉の関係の方、商工の方、環境とかエネルギーの関係の方、農業、緑の関係団体の方に入らせていただいておりますので、その辺で広く市内の意見を集めるといったことが可能かと判断してございますので、メンバーは減りましたけれども、レベルダウンではないという認識でございます。

市民公募のメンバーにつきましては、前回7人というのは7地区から代表としてお一人ずつ出てきていただいたという経過で7人ということでございましたけれども、委員の方が必ずしもその地区を代表している方ではございませんでしたので、過去の運営の反省から今回は違う運営方法を考えた中で、公募市民は4名ということにさせていただいた経過がございます。

なお、市民公募の委員につきましては、現在募集中でございまして、9月5日まで応募作文を募集している状況でございます。

以上でございます。

会長：〇〇委員。

委員：すみません、前回7人で地区ごとにとということで、こまち懇談会で、そこも進行も含めて説明等もその地域の方の代表の方にやっていただいた形になるんですけれども、じゃあそういった運営も含めて、もう今回は見直すということになるのでしょうか。

私はやっぱりそれぞれの地域で、地域の実情もよく知っていて、思いを持っている人がやるというのは、とてもよかったんだと思っているんですけれども、何か過去の反省ということもあったので、その辺は考えがあつてのことだと思えますけれども、今回考えている運営の仕方のことを少し伺えればと思います。

会長：課長補佐。

事務局：今回アンケート調査のやり方を、今回初めての試みといたしまして、討論型市民意向調査というようなことを、試みたいというふうに

今考えてございます。

こちらの具体的な中身といたしましては、アンケート調査、基本的には送って回収してそれで分析して終わりということが、これまでのアンケートでしたけれども、そのうちの回答者の方で有志の方にモニターになっていただきまして、それで市民懇談会に参加していただくというような形で考えてございます。

また、実際に会場まで来てモニターになるのは、時間的、もしくは制約があって困難だということであれば、そういった方には情報提供のための登録をしていただきまして、必要な情報をその方に適宜行っていく中でアイデアの募集を募るというようなやり方を考えてございますので、こちらにつきましては、ただいま具体のアンケートの中身についてとか、あと方法についてはコンサルタントと調整をしているところでございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 見直しの検討委員会の関係ですけれども、見直すということは、今までのマスタープランの中で進捗が芳しくないとか、そういう検証をする、なぜできなかったかという検証をするということなんですか。確認です。そうしないと、意味がないかなと思っているんですけれども。

会 長 : 担当課長補佐。

事 務 局 : 名称の問題というふうなことで、見直しと入れたのは、前回の現マスタープランの改訂作業のときには、都市計画マスタープラン検討委員会という名称にしてございまして、それで委員さんの中で、基本的には前回の作業も改訂を主としたもの、今回も改訂を主としたものなんですけれども、改訂を主とした委員会ということで、お集まりいただいた委員会だったんですけれども、基本的に前面改訂ができるというような形で、その辺の誤解がございましたので、今回につきましては、そういった誤解がないように、あくまでも見直しをするというようなことの検討委員会ということの位置づけをはっきりさせるために、あえて名称として、明らかにするために名称として入れたということでございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 今までの検証はしないんですか。このマスタープランの。

会 長 : 課長補佐。

事 務 局 : 検証と言う事では、そこまでの事業の進捗ですとか、そういったことは点検ということでは進んでいると思いますけれども、検討委員会の中で、検証というのがどこまでのことということはございますけれ

ども、一定の検討はしていくというようなことで考えてございます。
以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

〇〇委員。

委 員 : スケジュールについてお尋ねします。検討委員会①、②ということで、2回、11月と2月というふうになっていまして、その間に挟まって、1月に市民懇談会って書かれてありますけれども、これは検討委員会は2回行う以上、市民懇談会は1回行う以上という意味なのか、あるいはそこでいろいろな問題が発生してきた場合は、27年度に突入してもパブリックコメントに至る経過の中で、さらにこれを重ねるといったことなのか、その辺はいかがでしょうかというのが一つ。
それから、パブリックコメント実施の後に地域別構想の検討というふうになっておりますが、これは地域別構想というのは後で具体的につくっていくということなのか、パブリックコメントの前にこの地域別構想もできているということであるのか、その辺の時間的な問題をお伺いしたいと思います。

会 長 : 担当課長補佐。

事 務 局 : 今年度につきましては、検討委員会は2回ということで予定しております。27年度、28年度以降につきましては、おおむね残りあと8回程度予定しております。開催時期につきましては、作業の進捗、あと検討委員さんのご都合に合わせて開催を、時期は決めさせていただきたいと思っておりますが、大体都合10回程度の検討委員会は開催が必要かというふうに考えてございます。本年度については2回ということを決めさせていただいております。

それから、市民懇談会につきましても、前例になりますと7地区をぐるぐる回るようなやり方をしてございましたけれども、今年度につきましては、7地区を何回転させるかというような、そういう回数ではなくて、実際にその地域地域に応じてた課題であるとか、テーマとか、そういったものについて、意見をお伺いすると。

地域という形になると、どうしても都市計画マスタープランというよりは具体のお困りごとの相談のような形になってしまっても、なかなかマスタープランには反映できる内容ではございませんので、もう少し市民懇談会の運営につきましても、例えばですけれども、3地区で同じような課題を持っているところで開催をするとか、そういったことで開催方法につきましても調整をしているところでございます。

あとパブリックコメントの関係でございます。こちらにつきましては、全体構想についてのパブリックコメントを予定してございます。まず全体構想のほうを先にある程度まとめまして、地域別構想はその後というような形で、今、順序立てて考えてございます。ただ、地域

別構想をつくっていく中で、全体構想にフィードバックしていく部分もあろうかと思っておりますので、この平成27年度に行うパブリックコメントにつきましては、主に全体構想のものをお伺いするというようなことを予定してございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : あと市民懇談会のほうも適宜、数回、複数回ということでもいいのかということと、それから討論型市民意向調査ということで取り組まれるというふうにお伺いしました。これ非常に賛成、反対という単純なものではなくて、その議論の中からディベート的にメリット、デメリットということを多角的に意見を出し合う中で意見が修正されていって、一つのものででき上がっていくという効果を狙っているのだと思いますけれども、これ、非常に効果があるからというふうに思うんですが、これをどなたが采配するのかというところが、非常に難しいところだったんですね。これ、効果はあるんだけれども、裁く人が誰がどういう知識のある人がどのように進めるのかによって、全部違ってくる、この辺はどうお考えでしょうか。

会 長 : 担当課長補佐。

事務局 : まず市民懇談会につきましては、今後、複数回開催していくというように予定してございます。時期については、まだはっきり定まってございませんので、開催に際にはお知らせしたいと思います。

それから、討論型の市民意向調査につきましては、今回、私どもも初めて取り組むということで、まだ不透明な部分、私どももまだ把握し切れていない部分もございしますが、こちらにつきましては、実績のあるコンサルタントの提案に基づく採用ということでございます。コンサルタント業者につきましては、今回プロポーザル方式での選定をいたしまして、その提案に基づく採用ということでございますので、その実績あるコンサルタントのアドバイスを受けながら、進行させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

会 長 : 以上、よろしいですね。

(なしの声)

会 長 : それでは「小平市都市計画マスタープラン改定の基本方針について」の質疑を終了いたします。

続きまして、報告案件2件目の「鈴木町一丁目地区地区計画原案の住民説明会の開催について」、担当課より報告をお願いいたします。

事務局 : それでは、本日お配りいたしました資料5に基づきまして、ご案内をさせていただきます。

資料は1枚目が案内図、2枚目が計画図となっております。そち

らをごらんいただきたいと存じます。

案内図で太線で囲ってございます本地区計画は、鈴木町一丁目の第一三共グラウンド跡地において、開発行為による土地利用転換が行われることから、周辺の低層住宅と調和した低層低密度の住宅地として良好な住環境の維持、誘導を図るため、都市計画法に基づき策定するものでございます。

本地区計画の対象となる面積は約1.7ヘクタール、107区画の住宅分譲となる予定でございます。

制限の主な内容といたしましては、建築物などの用途を住戸の数が3戸以上の長屋、及び共同住宅は建築ができないこととすること、敷地面積の最低限度を120平方メートルとすること、壁面位置を隣地境界線から0.7メートル以上とすることなどがございます。

この原案の住民説明会を8月29日金曜日、鈴木地域センターで18時30分から開催します。また、来月5日から原案の縦覧、及び意見書の受付を経て、本年12月に開催予定の小平市都市計画審議会に諮問し、答申を受けて都市計画決定する予定です。

説明は以上でございます。

会 長 : 報告は終わりました。ただいまの報告案件「鈴木町一丁目地区地区計画（原案）の住民説明会の開催について」、何かご質問がございましたらお受けいたします。

〇〇委員。

委 員 : 「等」ということでしたけれども、まだほかにもあるんですか、この地区計画に縛られるところが。

会 長 : 担当課長補佐。

事務局 : ただいまの用途の制限、最低敷地限度の制限、壁面位置の制限のほかに、高さの最高限度を決めさせていただくものと、あと建築物の形態、または色彩その他意匠の制限、外壁の色、垣、柵の構造制限を定めさせていただく内容となっております。

以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、それでは「鈴木町一丁目地区地区計画原案の住民説明会の開催について」の質疑を終了いたします。

(閉会の辞)

会 長 : 本日の議事は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項がございます。それでは事務局からお願いいたします。

まちづくり課長。

事務局 : 次回の都市計画審議会に関しましては、12月上旬を予定しており

ます。また、お時間をとっていただく関係もございますので、確定次第、前もってお知らせしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長 : よろしいですね。ほかに何かございませんね。
それでは、以上をもちまして、第1回小平市都市計画審議会を終了いたします。
どうもありがとうございました。ご疲れさまでした。
(閉会)